

令和元年（平成31年）度事業報告書

「暴力のない安全で安心な島根」を実現するため、事業を

公益事業1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(①暴力相談事業、②救済事業)

公益事業2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援事業

(③広報啓発事業、④組織活動支援事業、⑤調査研究事業、⑥研修事業)

公益事業3 不当要求防止責任者講習事業

(⑦委託講習事業)

の3事業・7項目とし、島根県警察、島根県弁護士会及び各自治体や地域・職域の各暴排関係機関・団体等と連携して推進した。

1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(定款第4条第1項の第3号・第6号・第9号)

実施事項	実施概要
①暴力相談事業	<p>◎ 暴力相談受理体制・システムの確立</p> <p>県内の暴力追放相談委員である弁護士3名、保護司2名、少年指導委員2名、元警察官2名（計9名）については、2年の任期で平成30年に1名が交替したほか8名を再委嘱し、相談受理時等の連携を強化するとともに、暴力団照会にあたっては「照会担当者名簿」、「誓約書」等を徴収するなど、セキュリティ対策を徹底することにより、暴力相談の的確な受理・処理・照会対応などの仕組みを構築し、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対策を推進した。</p> <hr/> <p>◎ 暴力相談受理・処理状況</p> <p>暴力追放相談委員による企業・行政・県民からの暴力相談受理、松江市役所（消費・生活相談室）における「暴力団相談の日」（毎月第2金曜日）の開設、また不当要求防止責任者講習・講演会場等における暴力相談の受理等あらゆる機会を活用して暴力相談を受理し、的確な助言・対応を図り、警察・弁護士等への引継などを行った。</p> <p>○ 暴力相談件数（平成31年・令和元年中）</p>

	<p>受理・対応・処理件数 1, 443件 (属性照会1, 434件、99.4%)</p> <p>○ 暴力相談案件の主な内容 行政に対する申立てを取り上げないとする苦情 元暴力団員の離脱雇用に関する相談 暴力団関係者からの営業妨害等 工事に関する不当要求 等 9件 (うち警察引継5件)</p>
②救済事業	<p>◎ 被害者保護活動</p> <p>○ 監視カメラ・録画装置等を整備(3機)し、1機継続活用中。</p> <p>○ ICレコーダー等を整備(3機)しており活用を図った。</p> <p>◎ 被害者見舞金の給付 該当なし(集団暴行事件等の被害者につき給付検討し不相当)</p> <p>◎ 使用差止請求関係業務 「暴力団事務所の使用差止請求関係業務」について、平成26年7月3日国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定を受けているが、令和元年度中は民事介入暴力対策研究会等において、制度の具体的対応要領の研修や機関紙等を活用した広報を中心に推進した。</p>

2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援
(定款第4条第1項の第1号・第2号・第4号・第5号・第8号)

実施事項	実施概要
③広報啓発事業	<p>◎ 暴力追放・銃器根絶島根県民大会の開催 令和元年度は、広報用チラシを1,500部作成頒布し、大会への参加を募った。</p> <p>開催日時 令和元年10月30日(水)</p> <p>開催場所 松江市 島根県民会館(中ホール)</p> <p>主催 (公財)島根県暴力追放県民センター 島根県銃器対策推進本部 島根県警察本部</p> <p>後援 島根県・松江市・島根県市長会・島根県町村会</p> <p>大会名 「第28回暴力追放・銃器根絶島根県民大会」</p> <p>参加者 自治体・企業・団体の代表者・一般参加者等 約400名</p>

大会概要

- 表彰
 - ・ 暴力団追放活動功労（1 団体）
 - ・ 暴力団追放支援功労（6 事業所）
- 大会宣言
島根県損保警察防犯連絡協議会会長 津村隆二氏
- 特別講演
東京弁護士会弁護士
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会元委員長
篠崎・進士法律事務所所長 篠崎 芳明氏
演題「反社会的勢力と特殊詐欺の実態」
- 暴排コント
松江若武者隊（「特殊詐欺撃退」のポスター活用）
- ミニコンサート
島根県警察音楽隊演奏

◎ 普及宣伝活動

○ 広報啓発資料の作成配付

暴力団等反社会的勢力排除活動の啓発とあわせて、暴力追放県民センターの更なる知悉度の向上を図るため、暴排資料等を作成し、効果的に活用した。

- ・ 機関紙「暴追しまねvol. 55」 3,000部
- ・ 機関紙「暴追しまねvol. 56」 3,000部
- ・ 冊子「暴力団情勢と対策」 1,600部
- ・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」 1,800部
- ・ 暴力団追放ポスター 1,000枚
- ・ 暴力団相談チラシ 1,000枚
- ・ 県民大会チラシ 1,500枚
- ・ 暴力団排除宣言ステッカー 2,000枚
- ・ 選任事業所ステッカー 1,000枚
- ・ 県民大会プログラム 600枚
- ・ 広報啓発クリアバッグ 600枚

等。

○ 郵便局利用者への広報用封筒を活用した広報

不特定の住民等への暴力団排除広報を拡大するため、郵便事業関連企業が提供している広報用封筒を活用し、暴力相談・委託講習事業等を掲載し、県内4箇所の郵便局（松江城西郵便局、松江古志原郵便局、出雲津郵便局、平田郵便局）の受付窓口合計4,000枚を配架活用した

	<p>◎ 暴力団離脱支援</p> <p>○ 島根県暴力団社会復帰対策協議会総会の開催</p> <p>「社会対暴力団」のスローガンのもと全国的な暴力団排除の高まりから暴力団員の離脱が促進される中、平成31年3月には島根県暴力団社会復帰対策協議会（10機関）では、離脱を希望する暴力団員の雇用先の受入が可能な「広域連携協定」に加盟し、さらなる雇用先の確保と、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、2月6日の総会では、新たに顧問の設置など会則の改正を行い、「島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長（弁護士）」を充てることとし、社会復帰手続・訟務対応などについての指導・協議等連携を図ることとした。また、法務省・厚生労働省が連携して対応しつつある自治体毎の「再犯防止計画」も視野に入れながら、専門的なネットワークを機能強化（ワーキンググループ）した。登録事業者は一昨年1件追加し、さらに広域連携等の理解にあわせ各種業界に対し受入企業の申し入れ等働きかけを強化した</p>
<p>⑤研修事業</p>	<p>◎ 島根県少年指導委員研修会</p> <p>令和元年5月27日に開催された島根県少年指導委員研修会において警察本部組織犯罪対策課と連携し暴力団情勢と少年対策等の研修を行い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少年指導委員連絡協議会等に対する暴力排除資料の提供 ・ 少年に絡む暴力団情報の提供 <p>等により相互の連携強化について理解を深めた。</p>
	<p>◎ 島根県民事介入暴力対策研究会の開催</p> <p>警察本部、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会、暴迫センターの3者で構成する「島根県民事介入暴力対策研究会」を2回開催し、暴力団事務所撤去訴訟など「適格都道府県センター」としての代理訴訟等への対応や、暴力団組長の責任追及訴訟などへの対応についての他県等の具体的事例を通して検討するとともに、平素の暴力団追放活動、暴力団被害者の支援・救済方策等について協議し相互連携による対応能力の向上を図った。</p> <p>◎ 全国、中国管区内研修会等への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴迫センター専務理事・事務局長研修会 ・ 全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会 ・ 中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会定例会 ・ 全国暴力追放運動中央大会 <p>等への参加により、全国の暴力団情勢や暴力団等反社会的勢力の資金源活動の現状・不当要求に対する対応要領等について習得し対応能力を高</p>

	めるとともに、各県センターとの連携を強化した。
	<p>◎ 研修（講演）の実施</p> <p>県内企業等の要請により、暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等に関する研修（講演）を21回（対象人員790名）実施し、職域における暴力団排除対策の徹底を図った。</p>
⑥調査研究事業	<p>◎ 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析</p> <p>関係機関、全国センター、各都道府県センター等との連携を強化して最新の暴力団等反社会的勢力の動向・情勢を把握し、各種暴力団対策に効果的に活用したほか、不当要求防止責任者講習で得たアンケート結果について検証し、講習のあり方、暴力団対策の問題点等の把握に努めるとともに、暴力団情報の情報提供の新暴力団検索システムの端末への対応、関係規程の整備を進め、効果的運用に努めた。</p>

3 不当要求防止責任者講習事業
(定款第4条第1項第7号)

実施事項	実施概要												
⑦委託講習事業	<p>◎ 不当要求防止責任者講習会の開催 【島根県公安委員会委託事業】</p> <p>○ 行政機関の職員 島根県職員、国交省職員、松江市・安来市・雲南市・出雲市・大田市・江津市・浜田市・益田市・川本町・邑南町・津和野町・吉賀町・隠岐の島町等の各職員など</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>開催数</td> <td>20回</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>412人</td> </tr> </table> <p>○ 企業・事業所等 建設・金融・郵便・運輸・宅建・飲食・石油販売・生保・損保等</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>開催数</td> <td>22回</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>524人</td> </tr> <tr> <td>開催数合計</td> <td>42回</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>936人</td> </tr> </table>	開催数	20回	受講者	412人	開催数	22回	受講者	524人	開催数合計	42回	受講者	936人
開催数	20回												
受講者	412人												
開催数	22回												
受講者	524人												
開催数合計	42回												
受講者	936人												

	<p style="text-align: right;">聴講者 195人 総 数 1,131人</p>
	<p>◎ 講習内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年4月26日に開催された全国講習担当者研修会への参加 ○ 担当者参加型の不当要求対応のロールプレイング ○ 講習資機材の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴排DVD等の購入整備 ○ 不当要求防止責任者選任事業所の拡大
	<p>◎ 講習を利用した活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力相談の受理 ○ 暴力団被害等に関するアンケート調査 ○ 暴力団等反社会的勢力の情報収集 ○ 暴追センター賛助会員募集活動